

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行。以下「再犯防止推進法」という。）や「(国)再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）を勘案して、本県の実情に応じた再犯防止施策を推進し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため策定します。

2 計画の位置づけ

○再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるものです。

○「第4次山形県総合発展計画」、「山形県地域福祉推進計画（第4期）」の個別計画として位置づけ、両計画と連動して進めていくものです。

3 計画に基づく再犯防止施策の対象者

「罪を犯した者等」のうち支援が必要な者とします。

この場合、「罪を犯した者等」は、「起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所・少年院）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者」を指します。

4 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

■ この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の6つです。

